

平成17年3月4日（金）

企業会計審議会

第1回監査部会会議録

於 金融庁共用第1特別会議室
（中央合同庁舎第四号館11階）

金融庁総務企画局企業開示参事官室

午後 4時04分 開会

○山浦部会長 定刻になりましたので、これより第1回の監査部会を開催いたします。

本日はあいにくの雪でありまして、皆様には足場が悪いところ、またご多忙のところご参集頂きまして、心よりお礼申し上げます。

さて、ご承知のように、1月28日に開催されました当審議会の総会におきまして、従来の第二部会が監査部会として改めて設置されまして、その折、部会長として指名されました山浦でございます。今後、円滑な部会の運営に努めて参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議事に入ります前に、まず皆様にお諮りしたいと思います。本日の部会は企業会計審議会の議事規則に則り、公開することにしたと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ご了解頂きましたので、そのように取り扱わせて頂きます。

当部会の所属委員につきましてはお手元に名簿をお配りしておりますけれども、本日は部会の第1回目ということでもありますので、ご出席の方々をご紹介させて頂きたいと存じます。

まず、委員の方々からご紹介いたします。

引頭麻実委員です。

黒川行治委員です。

関哲夫委員です。

友永道子委員です。

八木和則委員です。

なお、本日は八田委員が欠席されております。

次に、本年2月17日付けで就任された臨時委員の方々をご紹介いたします。

加藤厚委員です。

岸田雅雄委員です。

久保田政一委員ですが、遅れていらっしゃるということです。

内藤文雄委員です。

なお、本日は池上臨時委員が欠席されております。

また、同じく6名の方が専門委員に就任されております。

市川育義委員です。

逆瀬重郎委員です。

前山政之委員です。

町田祥弘委員です。

松本祥尚委員です。

なお、本日は土本専門委員が欠席されております。

それでは、これより議事に入ります。

まず、1月28日に開催されました企業会計審議会の総会で決定されました当部会の審議事項等につきまして、事務局からご説明を頂きたいと存じます。よろしく申し上げます。

○多賀谷調整官 それでは、ご説明させていただきます。

お手元に「関係資料」という綴じたものをお配りしてございます。委員の皆様には総会にご出席の折にもご説明申し上げておりますので重複するところがあると思いますが、簡単にご説明させていただきます。

1枚めくって頂きますと、平成17年1月28日付けの新聞発表がついております。「企業会計審議会総会の開催について」という紙でございまして、運営方針を決定したということで、それを1枚めくって頂きまして2ページでございまして、「今後の運営について」ということで、審議事項及び部会の編成を決定したということでございます。部会と審議事項につきましては、ここにございますが、(1)としまして、企画調整部会、これは加古会長に部会長を兼任して頂くということで、EUにおける同等性評価等あるいは会社法現代化の動向を踏まえ、審議事項の調整を行うというようなことでございます。2番目が監査部会でございます。これは今ご説明しますが、ちょっと飛ばさせていただきます。3番目が内部統制部会で、部会長は八田進二青山学院大学教授でございます。財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準について策定を行うということでございまして、内部統制部会は既に部会を2回ほど開催したところでございます。

2番目の監査部会、当部会でございますが、部会長は先ほど部会長の方からもご説明がありましたが、総会において山浦明治大学教授が指名されておるところでございます。この監査部会での審議事項でございますが、ここでは監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向を踏まえ、継続的に監査基準の改訂を進める、また、金融審議会における四半期開示をめぐる議論の動向を踏まえ、必要に応じ四半期レビュー基準の策定を行うということが決定されております。

1枚めくって頂きますと、新しい現段階での企業会計審議会の組織図をつけてございます。

その後に、委員の名簿と、総会の折に新任されました方も含めた新たな委員の名簿をつけて

おります。

この後また「監査をめぐる動向」につきましてはご説明申し上げますので、総会での決定事項につきましてはここまででございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、監査基準の改訂に向けて、審議を進めてまいりたいと存じます。

まず初めに、事務局から「監査をめぐる最近の動向等」についてご説明を頂きたいと存じます。よろしく申し上げます。

○多賀谷調整官 では、引き続きご説明をさせていただきます。

ただいま申し上げました総会での決定事項の議論の背景等も含めまして、同じ資料の5ページ以下でございますが、幾つか資料をつけさせて頂いております。

まず5ページでございますが、昨年12月24日付けで金融庁から発表いたしました「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）」でございます。既にご承知の方も多いと思いますが、10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐる、不適正な事例が相次いで判明したということを受けまして、金融庁ではその対応を取りまとめ、第一弾というものを11月16日に発表し、第二弾を12月24日に発表させて頂きました。

幾つかの方策がございますが、その中で抜粋をしております。ここで抜粋しておりますのは、3の「開示制度の整備」というのが例えばございます。これが財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価と監査という問題で、これは内部統制部会の方の審議の背景となっております。

その下の4でございますが、「公認会計士等に対する監督」ということで、まず（1）におきまして、会計監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、審査体制、業務管理体制など監査法人の内部統制に重点を置いた公認会計士・監査審査会によるモニタリング及び立入検査を実施するというところで、これは審査会のご検討を期待するというかお願いするという部分でございます。

それから、1枚めくって頂きまして（2）というのが6ページ目でございますが、会計監査をめぐる最近の非違事例やモニタリングの結果等を踏まえ、監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上等に向けて、監査基準や実務指針の見直しなど所要の検討を企業会計審議会及び日本公認会計士協会に要請するとなっております。このような要請も受けまして、審議事項として決定されたということでございます。この内容につきましてはまた後ほどご説明をさせて頂きたいと思っております。

1枚おめくり頂きまして、若干また話が飛んで恐縮でございますが、「国際監査基準をめぐる

る動向」というペーパーをつけさせて頂いております。

「国際監査基準」と呼ばれるものですが、現在、ここにありますように、国際会計士連盟の中にある組織でございますけれども、国際監査・保証基準審議会、I A A S Bとも言われておりますけれども、ここが策定している監査基準でございます。この策定に当たりましては、我が国からは山浦部会長がオブザーバーとして参加をしております。また、本日は欠席でございますが、池上委員が公認会計士協会からの委員として参画をされております。

このような機関で国際監査基準がつくられているわけですが、2にございますけれども、1つには、欧州委員会、E Cが2004年3月に公表した「E Uにおける法定監査に関する指令案」というものがございまして、ここでは国際監査基準に従って法定監査が行われるべきであるというような一応将来の方向性というような考え方が示されております。I S Aの採用の条件として、①国際的に一般的に認められており、かつ適正なデュープロセス、公的監視及び透明性をもって整備されること、②高水準の信頼性を提供すること、③欧州の公共のためになることが挙げられております。こういった要請もあり、I A A S Bではさらに国際監査基準の整備を進めているというところでございます。

最近導入されたものとしては、(2)にございますけれども、「企業とその環境の理解及び重要な虚偽表示リスクの評価」、「評価したリスクに対応する監査人の手続」ということで、監査におけるリスク評価の部分について昨年見直しが行われております。また、現在、このほか、クラリティーと言われておりますけれども、監査基準は詳細にわたりますので、その基本的な部分と、手続的な、あるいは解釈的な部分とを整理する作業というのが行われております。また、今後の検討項目としては、例えば「内部統制に関する報告」といったようなものも一応計画としては盛り込まれているということでございます。

詳細につきましてはその後の8ページ～9ページまで「タイムテーブル」という形で出ております。現在も国際監査基準はありますけれども、これが次第に整備あるいは改訂をされているという状況がございます。このような状況も我が国の監査基準を考える上でどのように位置づけていくか、あるいは参考としていくかということになろうかと思えます。

それから、10ページ目でございますが、ここは「金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおける審議事項」となっております。

金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループは、証券取引法におけます開示に関する制度のあり方について種々の観点からご検討、ご審議を頂いているところでございますが、その論点の1つといたしまして、2の「論点」の(1)の最初の○でございますけ

れども、「四半期開示の制度化」というのが課題として挙がっております。今まで何回か議論をさせて頂いているところでございます。四半期開示といった場合にはどのような制度かというのはまだ制度化されてはいないわけでございますけれども、今後どのような形になるにせよ、例えば四半期で開示される財務情報についての公認会計士あるいは監査人の関与のあり方、どのような手続等が必要かというような観点から、金融審議会での議論を踏まえてレビュー基準の策定が必要となるということも考えられるということでございます。現在、この問題につきましては、金融審議会ディスクロージャー・ワーキング・グループで検討中ということでございます。

それから、2枚ほどめくって頂きまして12ページでございますが、ここは最近の懲戒処分の事例を参考につけさせて頂いております。12ページ～14ページまでと、15ページ～16ページまで、2件ございます。

もう新聞等でもご承知の方も多いかと思いますが、まず、東北文化学園大学につきまして、監査法人の戒告処分をしたという件でございます。その内容につきましては13ページ以下にございますけれども、監査手続に問題があったのではないかと、あるいは土地売却の妥当性の検証手続で追加検証が不十分であったのではないかと、あるいは、(2)でございますが、預金口座の残高確認手続がコピーのみで十分でなかったのではないかと、そのほか、税務関係書類等の突合なり確認が十分でなかったのではないかと、そして、監査意見表明に当たっての審査が十分行われていなかったのではないかとといったような諸点が指摘されているところでございます。また、14ページでございますが、監査調書についても十分に監査内容が把握できるような内容ではなかった、あるいは、監査調書が一部なくなっていた等々、管理体制について重大な問題があったのではないかとということが処分の理由として挙げられております。

また、15ページでございますが、監査法人の処分の問題、これはあしぎんファイナンシャルグループに係る監査証明でございます。理由は16ページでございますが、15年3月決算について、いわゆる貸倒引当や償却の妥当性の検証という点、このような点が重点項目とされていたわけですが、監査法人が監査を行っている全国の地銀、そのほかの金融機関、こういうようなものの情報あるいは重要性あるいはその審査という形のもが十分に伝わってなかったのではないかと、それは監査の過程であり、また審査の過程でもそのようなことは十分伝わっていたと、あるいは十分に連携がとられていたというような証拠が残されていないということがございます。したがって、監査法人の本部としてもより適切な指示や情報の伝達を行えるような事案の把握、管理体制というものが必要ではなかったかというようなことが指摘され

ているところがございます。それから、ここでも監査調書の作成に関しまして、監査の内容の判断の過程が十分に記載されていないなどの不備が認められたということが指摘されております。

1枚めくって頂きまして、一応このような種々の問題がございます。それから、もう1つ、これは特に資料ということではないのですが、最近、証券取引法の監査人の交代というのが幾つかございます。要因は多様でございまして、監査法人を連結ベースで統一するとかいろいろなケースがあろうかと思えますけれども、中には監査意見の形成に当たって企業との間で十分な合意が得られない、あるいは十分な証拠が得られないといったようなケースも間々散見され、報道されているような部分がここ数年幾つかございます。

このような点も踏まえまして、最近の事例を踏まえての論点という形で若干今までもご紹介いたしましたものをまとめさせて頂いておりますので、これを読み上げさせて頂きます。

1つが、監査の受託の可否に関する意思決定、監査人の適格性の判断、この適格性というのは、例えば独立性も入るでしょうし、その対象となる被監査会社の業態や業容に応じた適切な方かどうかというようなことも入ると思えますが、その他、監査法人として、個々の監査事案を管理する体制の整備に関し、監査基準において明確にする必要がないか。

2番目といたしまして、監査に必要な情報や技法を蓄積し、被監査会社の業態や経営状況に応じて、的確に情報を伝達するとともに、適切な指示や指導を行う仕組みを整備することについて、監査基準において明確にする必要がないか。

3番目といたしまして、監査基準において監査意見の表明に当たっては審査を受けることとされているが、監査法人としての的確な審査を行うことを明確にする必要がないか。例えば、監査上のリスクの大小に応じて然るべきレベルの審査が的確にされるようなルールや、見積りの要素が多いなど判断に慎重さを要する場合には、関与会計士の判断に関わらず審査にかけられるようなルールを整備する必要がないか。また、審査内容及びその結論についても、審査を行った者が調書に記載することを明確化する必要がないか。

4つ目としまして、監査基準では、監査の判断の過程や結果を記載することとされているが、これを徹底するため、監査法人として監査調書の記載に関する審査及び管理体制を整備する必要がないか。

5つ目といたしまして、監査人の交代において、前任者と後任者との引継ぎを両者に対して義務づけることを、監査基準で明確にする必要がないか。

こういった観点からまとめられるかと考えております。

なお、現行の監査基準につきましてはお手元の黒い表紙の資料集の中に一応綴らせて頂いております。一番初めについてお持ちなのが監査基準でございます。例えば監査基準の7ページをご覧くださいと、「監査の質の管理」ということで、前文でも一応監査の質の管理は非常に重要だという観点で、組織としても監査業務の質を担保するための管理の方針を定める、あるいは新規に監査契約を締結する際における調査や前任監査人との引継ぎもこういう監査の質の確保に含まれるということ等を取り上げてお持ちして、具体的には19ページをご覧くださいと、「監査基準の一般基準」というところがございませうけれども、その6番に、監査人は、監査を行うに当たって、指揮・命令の系統、処分の分担を明らかにする、あるいは補助者に対して適切な指示を出すというようなことと、「また」以下でございませうが、自らの組織としてもすべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない、あるいはその上の5番でございませうが、監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、監査調書として保存しなければならないといった一定の規定は定められております。

なお、ここの5番、6番につきまして、「監査人は」ということで、これは監査を実施する方と監査法人なりの事務所という組織としての問題と両方を取り扱っている点は若干明確でないような、一般基準というのは非常に基本的な基準ですので、そこら辺が包括的ないわゆる形に現在のところはなっているということでございます。

以上、簡単ではございますが、最近の状況を説明させて頂きました。

○山浦部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対して皆様におかれましてはご質問もあろうかと存じますけれども、後ほど時間を取っておりますので、次に進めさせて頂きたいと存じます。

続きまして、去る2月8日に、「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」として、公認会計士・監査審査会から、日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握と提言が公表されております。本日は同審査会の常勤委員である脇田委員に参考人としてご出席頂いておりますので、このご報告についてご説明を頂きたく存じますので、よろしくお願ひします。

脇田参考人、お願ひします。

○脇田参考人 審査会常勤委員の脇田でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元に資料としまして「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」というパンフレットが用意されておるとお願ひします。それから、参考資料がついております。このページを追いながらご説明をさせて頂きたいとお願ひしております。

なお、2004年におきまして審査会も活動を続けてまいりましたので、そのことも念頭に置きましてお話をさせて頂きたいと思っております。

審査会は、参考資料の方につけてございますけれども、発足に当たりまして、審査会としての基本方針「監査の信頼性確保のために一審査基本方針等」を定めました。特に3年間の計画を立てまして、この3年間につきましては、第1年度、つまり平成16年度におきましては、通常の審査の業務とともに、これまで日本公認会計士協会において行われてまいりました品質管理レビューにつきまして深度ある実態把握を行い、その成果及び実効性を検討・評価する、そして、平成17年度以降の審査に反映させていく、そして公益的な立場から私どもの助言・勧告等を行っていくという、計画を立てておりました。そして、平成17年、平成18年とそれぞれ主要な取組みを計画いたしましたけれども、今回ここにご報告させて頂きますのは平成16年度におきまして特に取り上げたことでございます。この資料のまず1ページをご覧頂きますとその経緯について述べておりますので、ご覧頂ければと思います。

1ページめくって頂きますと、目次の次でございますけれども、公認会計士・監査審査会は、監査の質の確保と実効性の向上を図るため、平成15年の改正公認会計士法に基づき、従来の公認会計士審査会が抜本的に改組され、平成16年4月1日に発足した合議制の機関でございます。

審査会は、日本公認会計士協会がこれまで行ってきた監査の質を向上させるための公認会計士又は監査法人の監査業務に対する調査活動の報告に対して、これを審査し、必要に応じて検査することを主たる業務の一つとするものであります。上記の審査基本方針等においては、我が国の監査の質の確保と実効性の向上に資するため、審査会がモニタリング業務を実施していくに当たり、審査会の発足初年度においては協会からの品質管理レビューの報告に対する継続的な審査活動を行うことに加え、これは通常の審査会の審査活動でございますけれども、それに加えて、日本公認会計士協会による品質管理レビューの一層の機能向上を図る見地から、これまでの品質管理レビューについて深度ある実態把握を行い、その成果及び実効性について検討・評価を行ってきたわけでございます。この検討評価に当たっては、日本公認会計士協会がこれまで自主的に品質管理レビューの実績を積み重ねてこられたわけでございまして、その会計士協会のご協力を得てこの実態把握の作業を進めたわけでございます。

2ページのところでございますけれども、この「留意点」というところに書きましたように、実態把握作業は、制度が発足いたしましたしてから約5年間、平成11年度～15年度にわたりまして、日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューを対象として行ったものでございます。この点はあくまでも自主的に行われてきたということをどうぞご留意頂きたい。この期間における

品質管理レビューにつきましては、改正公認会計士法の施行前であり、法的に位置づけられたものでもなく、あくまでも日本公認会計士協会が自主規制機関として自主的に行ってきたというところでございまして、その協会のご協力の上で、守秘義務等々に配慮しつつ資料をご提出頂いてこの実態調査を行ったということにどうぞご留意を頂きたいと思えます。

審査会といたしましては、協会においてこれから申し上げる幾つかの協会の提言を受け止めて頂き、平成16年4月1日より実施されている法的に位置づけられた現行の品質管理レビューに可能な限り早期に反映させるようにご協力を頂きたいということを要請させて頂きました。この点につきましては、この提言をいたしました後、2月17日に日本公認会計士協会において、この「提言に対する対応について」という文書を公表されました。私どもとしては、これから先、この品質管理レビューの審査を行っていく上で、いろいろと協議を続けていくことにさせて頂きたいと思っております。

さて、時間が限られておりますので、要点を申し上げたいと思えますけれども、7ページのところでございますけれども、ここは会計士協会が行っております品質管理レビューというのはどういうものかということについての認識でございます。

そこで、16ページのところにお進み頂きたいと思えます。16ページのところで、まず、私も審査会として、これまでに日本公認会計士協会が行ってこられた品質管理レビューはどのような成果を上げられてきたのかということについて評価をさせて頂きました。もともと、職業専門家として、プロフェッショナルとしての自己規制の誇りをお持ちになっているその職業人の方々、その方々は第三者による評価というものを受入れがたいという心情をお持ちになっておられる。ある有力な会計士の方がある会合で「内部統制」という用語に対して監査の世界では品質管理という表現を使っているということを強調されているのを聞きまして、やはり監査意見に対して責任を負っておられるという立場から、内部統制ではなくて品質管理という言葉がなじむのだということに、公認会計士の自負があらわれていると思いましたが、そのような環境の中で品質管理レビューが行われてきたということは私どもとしては高く評価しなければならぬと思えます。

そして、そこに幾つかの、その成果を列挙させて頂きました。このことによって、いろいろと会計士の業界における監査の質についての高度化と申しますか、改善も行われてまいりましたし、協会としてもいろいろと質を上げるためのマニュアルの作成、あるいは実務指針等の作成、体制づくりもしてございまして、多くの前進があったというふうに思っております。

しかしながら、平成16年度から法的な位置づけを得た品質管理レビューの審査を行うという

立場から、今までの自主的に行われてきた品質管理レビューにつきまして幾つかの点について指摘をさせて頂き、そして、先ほど申し上げたように、会計士協会に幾つかの提言をさせて頂くことにいたしました。

まず20ページのところでございますけれども、これはマスコミの報道においてはここに集約しているくらいがございますけれども、日本公認会計士協会においてこの品質管理を担ってくださっているレビューアーの方々の増員ということでございまして、確かにレビューの業務がさらに充実されるためにはその人員の増員の強化が望まれるということをまず指摘しております。

それから、21ページのところでございますけれども、日本公認会計士協会におきましては、そのレビューアーの方々が作業を行われ、それが品質管理委員会においていろいろと審議・協議が行われてこの品質管理レビューの事務が遂行されているわけでございますけれども、公認会計士法の改正により品質管理レビューが法的に位置づけられたこと、また、外部第三者の審査会による品質管理レビューのモニタリングの実施がなされることから、今までは会計士協会の内部で1つの完結をするそういうモニタリングが行われていたわけでございますけれども、今後はより客観性が求められることになるのだと、そういう意味で、いわゆる協会における品質管理レビューにかかわる判断あるいはその判断にかかわる基準あるいは取扱いの指針等々についてはやはり客観性を持たせて頂きたいということでありまして、また、問題が非常に個別具体的であるというのであるのであればそれらについてどのような審議が行われたのかという過程が十分に記録され、そして審査会が審査をしていく過程で説明を受けられるだけの内容の文書化をして頂きたいということを述べております。つまり、改善勧告の事項の判断基準や取扱い指針を策定せず品質管理委員会で個別具体的に判断するとすれば、その判断の妥当性及び客観性を示すためにその判断過程を文書化することが重要であるということを提言しております。

その次に、24ページでございますけれども、この辺につきましては品質管理レビューのあり方というものについての基本的な認識がございますので、議論のあるところかとは思いますが、審査会の立場といたしましては、24ページのハの「求められる対応」のところにつきまして、第2パラグラフの「したがって」というところで、品質管理レビューが監査に対する社会的信頼を維持・確保する上では、監査証拠の収集状況、収集された監査証拠と監査人が当該証拠からどのようなプロセスを経て意見、判断、評価等を導き出したかを確認し、結論が当該監査証拠から論理的に導き出されることに高い蓋然性があるかを確認することが必

要不可欠であるという考え方を示しております。この点について協会に対して配慮を要請しているというわけでございます。

それから、それと同じことではございますけれども、28ページのところで、会計士協会がレビューを行っていく上での判断についての提言でございまして、第2パラグラフの「なお」以下のところではございますけれども、なお、詳細な基準の策定が困難な分野については、個別の実態に応じて専門家としての知識と経験に基づき自主的な判断を行うことになると考えられるが、そういうことが非常に多い専門領域でございますから、その場合には事実関係及び判断理由をレビュー調書及び品質管理委員会議事録等に明確かつ十分に文書化し判断者の説明責任を果たすことが必要であると、提言しております。

ただし、これらにつきましては、今申し上げているのは、あくまでも自主基準で自主的に会計士協会がなさっている場合には、確かにレビューアーのレビュー調書は品質管理委員会の委員の方々に対して説明をすればよろしいわけでありまして、その品質管理委員会を構成する方々は熟練した会計士の方々であるというわけでございますから、外部の第三者に説明するという形にはなっていない。品質管理委員会議事録等につきましても、これも今申し上げたように、日本公認会計士協会の内部での品質管理レビューの確認作業で完結していくという組み立てでございましたから、そういう形がとられたのはやむを得なかったと思っておりますけれども、これからは法的に外部第三者機関である審査会に対する報告義務と審査会による審査・検査が行われるということにおきましては、やはり第三者に対して説明するだけの内容をレビュー調書に記載して頂く、品質管理委員会議事録等につきましてもそういった明確に判断できる方向で改善をして頂きたいと提言しているわけでございます。

それから、41ページの口に「基本的な考え方」というのが載っておりますが、このところで、監査人の意見形成に至る一切の過程において品質管理が有効適切に機能し、監査会計規範の要請に適合した監査であったかを評価するためには、「監査手続の未了」ないし「監査範囲の制約」、「重要性に関する判断過程」についても品質管理レビューの対象とし、そのレビュープロセスをレビュー調書に適切に記載することが重要である。「求められる対応」の口のところに、品質管理レビュー基準の3. (4)、この品質管理レビュー基準というのは日本公認会計士協会がお決めになっている基準でございますけれども、「レビューアーは、実施したレビュー手続、範囲及び発見事項並びに結論を明瞭に記載した調書を作成する」とされているわけでありまして、この点についても明確に記載するということを意識的に行って頂きたいと提言しているということでございます。

この報告書は、いわゆる品質管理レビューをこれまで自主的に日本公認会計士協会が行われてきた成果の中で、今度は第三者の目が入ることになった、それが法的に位置づけられ、その報告が義務づけられ、そして審査会の審査が行なわれるという法的枠組みができていますので、そういう形になった場合はこのようにいろいろと対応をお願いしたいということを提言する形をとっております。

次に、先ほど多賀谷調整官からもお話がありました「最近の事例等を踏まえた論点」というところでご紹介がございましたけれども、会計士協会が自主的に行われてきた部分の実態調査、また、2004年度になりまして審査会として審査業務を行っている過程でいろいろと事例に遭遇してまいりました。各監査事務所における品質管理の問題についてお話をさせて頂きたいと思っております。

順序が逆になりますけれども、もう一度15ページにお戻り頂きたいと思っております。15ページには、これは日本公認会計士協会の自主規制による品質管理レビューにおいて指摘された主な改善勧告事項が列挙されております。これに倣いながら少しお話をさせて頂こうと思っております。

まず最初に、「リスク・アプローチに基づく監査」にかかわる問題点が非常にたくさん指摘されております。また、「会計上の見積りの監査」について、重点項目として取り上げてられています。「監査意見表明の審査機能」について取り上げられています。「監査手続書等の整備」、これは主として、この細目の方にもありますように、監査調書の問題として指摘されております。それからもう1つは「その他」のところの③でございますけれども、「点検」という問題がございます。これは「監査法人に関する内閣府令」の第3条第4号の「点検」に関する問題でございます。そして、さらに「守秘義務」という問題がございます。

まず28ページをお開き頂きたいと思っております。28ページにおきまして、「監査事務所における審査体制」がございます。先ほど多賀谷調整官が現行の監査基準につきまして、前文（6）の「監査の質の管理」を引用されましたし、あるいは一般基準の6の「指揮・命令系統」の問題、あるいは自らの「組織としての管理」、あるいは報告基準基本原則5「意見表明に先立って審査を受ける義務」といったような現行監査基準の規定を引用していただきましたけれども、一番大きな問題は必ずしもその各監査事務所の品質管理体制が十分でないということです。いずれにしても法的な枠組みがもう整っているわけでありますから、少なくともそれを反映した各監査事務所における品質管理が行われるということが望ましいということでございます。

その中で特に気がつきましたことは、例えば1つの監査法人でありながら地域別の事務所によって別々の品質管理をしているといえますか審査体制をとっているというような問題です。

それから、共同監査の場合、単純に個人の先生方が集まって対等の形で共同して監査をなさるということしか頭にはございませんでしたが、ところが実際に審査というものにかかわってみますと、個人事務所と大規模監査法人との共同監査ということがあるわけであります。この場合は一体品質管理をどうやって行うのだろうか、これについてはさらなる手当が必要なのではないか。それから、個人事務所による単独監査の場合の品質管理という問題もございますし、あるいは委託審査という形もとっておりますけれども、どう位置づけていったらいいのか混乱が見られているところでございます。いずれにしましても、監査の品質管理を推し進めていくためにはいろいろな組み合わせの監査の実施が行われているということで、少し詳細に対応をしなければならぬのではないかと考えております。

その次は31ページのところでございますけれども、ここも当然レビューについてお話ししなければいけないのですが、レビューを通して見たあるいはこの2004年のモニタリングの審査の中で気づいたこととございますけれども、いずれにしましても、このところの会計処理の複雑化に伴いまして、いわゆる革新されている会計基準では、会計士の判断、特に会計上の見積もりが大きな意味を持つてくるわけでございます。したがって、その判断過程の的確さということが十分品質管理の中で議論されなければならないと思います。その点がマニュアル化されている、マニュアルがすべていいとは申しませんが、ただチェックだけをしているのではないというところに会計士としての誇りがあるわけでありまして、それだけに逆に今度はそれが十分に説明できるものでなければならない。監査計画を作成する過程で、あるいは実際に会計上の見積りの適否の判断過程が十分に監査調書に記載されていない、そういう実施手続と判断の過程の明確化ということが必要なのだということで、監査調書の努力が必要なのではないか。

それから、32ページでございますけれども、これはリスク・アプローチに基づく問題でございますけれども、これまで日本の監査基準には、「正規の監査手続」とか「通常の監査手続」と申しまして、監査手続一覧表のようなものが「監査基準・監査実施準則」に規定しておりました。それが平成3年の監査基準の改訂のときに、すべて「通常実施すべき監査手続」という概念に変わり、さらにリスク・アプローチの監査基準に現在は変わっているわけでありまして、それはあくまでも監査人が自ら実施すべき監査手続について判断しなければならない、頼るべきものは監査人それぞれの見識と判断であるということになっております。それだけにその判断過程ということが重要なわけでありまして、文書化ということが重要になってくる。監査計画設定過程でのリスクの評価、実証手続の選択について、一連の過程の文書化が不可欠です。

それは監査人の頭の中での判断だということでは多くを説明するわけにはいかないということでございまして、また、それを監査調書に記載することによって自らの監査の質を自ら管理できるといふことにもなりました、文書化の努力ということがより明確にされなければならないだろうと思われるわけでございます。

そのようなわけで、監査調書ということが非常に重要だということでございます。先ほど多賀谷調整官が説明してくださった監査基準にも前文三（５）と一般基準５に、監査調書作成の義務はあるわけでありましてけれども、そして、監査基準委員会報告書第１６号にも監査調書作成の指針があるわけでありまして、そこにはこれは品質管理をするために非常に重要なんだということがうたわれておりますけれども、さらにそれを徹底することが必要であろうと思いません。

最後に守秘義務の問題でございますけれども、監査の過程には守秘義務ということが非常に重要なのでありますけれども、やはり第三者のチェックを受けるということにおける守秘義務についての問題も解決しておかなければならないのではないかと。

この監査の品質管理の枠組みを実効性のあるものとして運用することが求められるわけでございまして、公認会計士による監査の質を確保し、利害関係者の方々の信頼を勝ち得ていくということが今の課題だと思います。そのためにはまず公認会計士の方々に自覚して頂き、自ら品質管理を実行して頂くということでございます。また、日本公認会計士協会に適切にレビューをして頂く、そして私どもの審査会がレビューについて有効な審査を行っていくということが不可欠だと思います。さらに今申し上げましたような点あるいは先ほど多賀谷調整官からお話のあった論点等々を含めて品質管理に係わる監査基準がさらに明確化されるならば、それは大きな支援となると思いません。

以上、大変端折って恐縮でございましたけれども、ご報告とさせていただきます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局及びただいまの脇田参考人からのご説明を踏まえまして、皆様からご質問、ご意見を頂戴したいと存じます。どなたからでも結構でございます、ご自由にご発言ください。

内藤委員。

○内藤専門委員 詳細なお話をありがとうございます。

まず、いろいろお伺いしたいことがあるのですが、事務局からの説明で、現在、公認会計士の監査をめぐるいろいろな不祥事が生じていて、それに対してその監査の有効性を確保するためにこれから我々は議論しようということ間違いなく、それはそう思うんですね。

公認会計士が監査を厳正に実行して、そして社会の信頼を得る、これは間違いのないことだと思うんですね。

ただ、そのために議論していく中で、基本的に2つないし3つのことを伺いたいのですけれども、まず1つ目に、事務局の方よりご説明のありました個別事例の問題事例がありました。これまで公認会計士の監査に対してはきちんとやっていると、厳正にやられているという中でそういう個別事例が出てきたので、これは大変なことだというふうに考えがちで、その個別事例をもって全体もどうなっているかわからないのだから非常にルールを厳しくしようということまで普遍化できるほどの監査の信頼性がもう既に失われているという認識をお持ちなのかどうかということがまず1つ目の質問です。

それから、それに関連するのですけれども、2つ目に、審査会の方からの意見書に関して、非常に広範な調査をされまして、なるほど、そういういろいろな問題点があったのかというのが非常によく理解できたし、それから、その中の意見のご提言も、なるほど、それは理想論としてはそうあればいいとは思いますが、しかしそれを実行可能とするためには、本当に実行できるのかという観点から見なければならぬ問題点もあるのではないかとこのように思うんですね。

つまり、今日ご説明がありましたけれども、参考資料の公認会計士法の4ページになりますけれども、第46条の9の2で「日本公認会計士協会は会員の業務の状況の調査を行うものとする」、第2項で「その調査の結果を内閣総理大臣に報告する」というふうに書いてあります。私は法律の専門家ではありませんので、調査を行って報告をするという意味が審査会の言われる内容まで含まれるのかどうかということでもまず議論が要るのではないかとこのように思うんですね。例えば「会員の業務の状況の監査を行い、その結果を報告する」というふうにも書いてあったとすると、審査会がおっしゃっているようなことは理想論ではなくて当然のことになるのではないかとこのように思うんですね。

つまり、それは何を言おうかとしているかということも申し上げたいのですが、先ほど脇田先生の方からもご説明がありましたけれども、意見書の方の23ページ～24ページにかけまして、要するに、品質管理のレビューにおいては、監査を行うに当たって、単に監査基準だとかその判断基準としての一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に準拠して行っているという内部統制的な部分だけではなくて、個々の監査意見の形成過程が合理的であったかどうかということ、すなわち、繰り返しになりますけれども、24ページの第3パラグラフのところ、「監査証拠の収集状況、収集された監査証拠と監査人が当該証拠からどのようなプロセスを経

て、意見、判断、評価等を導き出したかを確認し、結論が当該監査証拠から論理的に導き出されることに高い蓋然性があるかを確認することが必要不可欠である」と、これは本当に理想論としてはごもっともなのですけれども、さて、ここまで品質管理レビューをしなければならぬということが公認会計士法の調査の中に含まれているのかどうかという問題点があると思うんですね。

それは、つまり、もう少し具体的に言いますと、同じく意見書の31ページが非常にわかりやすいと思うのですが、31ページの（ロ）のところで、「見積りや会計事象に対する実質判断の客観性及び妥当性が確保されることが必要となる」と、その後に先ほどと同じような監査意見と申しますかその判断が合理的であるということが要求されるという旨が書いてございます。そうすると、品質管理レビューでは、監査を実施するに当たって、監査基準に従う、そして協会が決めているさまざまな実務指針に従う、そして個々の会計判断の妥当性を見るときには会計基準に則って判断を行う、そういうことがちゃんと確保されているかどうかというのを見るというのが品質管理の範疇で、その結果として実質判断の客観性なり妥当性があるかないかまで品質管理レビューで見ると申すのは行きすぎではないかというふうに考えるんですね。

それはなぜかと言いますと、公認会計士は非常に難しい試験を通過して、しかも日々研鑽を積み重ねて会計のプロフェッショナルとして、判断形成については自由心証主義に基づいて判断形成を行って、プロであるからその判断に品質があるということでこれまでずっと行ってきたわけですね。では、その中の自由心証主義である監査人が個別のケースの状況を全部把握した上で監査基準あるいは会計基準に則って判断した結果が妥当かどうかということを経営者が見る場合に、経営者も公認会計士ですから同じような証拠に基づけば判断ができるでしょう、しかし、その判断が全く同一になるという可能性はないわけですね。もし違った判断が出た場合どちらが正しいかなんていうことは言えなくて、あるその判断の違った内容のものが許容範囲内に収まっていればそれは合理的であるというふうに言えるのだらうと思うんですね。ただ、その合理的に収まっているかどうかをここで見なさいと言っているのか、あるいは、経営者が見たのが正しいのだからそれと違うやつはだめだということまで、法は調査と言っているにもかかわらず、そこまで求められるのかということまで審査会の方はお考えでこういうあるべき姿をおっしゃっているのかということですね。それをちょっと伺いたいのですが。これが2点目です。

そして、3点目の問題として、今こういう実質判断の問題というのはすべて監査で解決できる問題なのかということがあると思うんですね。つまり、昔のように取得原価主義に厳格に則

ってもう既に生じた事象について評価を行って会計情報を作成している時代であれば、こういう問題は生じなかったんですね。今、皆様ご案内のように、財務諸表は主に将来キャッシュ・フローの見積りに応じて、それを根拠として評価を行う部分が非常に多くなってございます。そうすると、これまで会計基準というのは財務諸表を作成するルールとして国際的な水準のルールとして確立されてきたのですけれども、そういうものが変わって会計基準を現場で適用したときにいろいろ幅が出てくるような判断になってきている。そうすると、そのルールを作成するのはいいのですが、その作成されたルールを現場で適用するときに出てきた問題をどこか公的な機関でこれをどう解釈するのか、あるいはこういう問題に対して新たな普遍的なルールとして、こういう場合にはこういうルールにするんです、こういう解釈をするんですというような検討をして、それを公表する機関というのが日本にはないわけですね。協会もそういうことはしていないわけですね。そういう中で個々の公認会計士がされた判断が合理的であるかどうかということを一方的に定めるというかそれを評価しなさいというところに無理があるのではないか。

すなわち、今回、監査基準においてこういった形で品質管理レビューの問題、監査の質の有効性を高めよう、そういうことも必要だと思います、だからこれは避けては通れない、しかし、その財務諸表の監査を行う前提条件としてもっと別のことをしないとイケないのではないか、すなわち、会計基準を、現場で適用する際の問題点をピックアップして、それを公的な機関で検討して、その結果に基づいて監査が行われるような仕組み、すなわち、現場の問題点をみんな議論して、それに適用して判断を行っていくといった条件整備をしなければ、幾ら公認会計士の方にちゃんとしなさいと言っても、それが本当にちゃんとなっているかどうかということとは言えないと思うんですね。例えばそれはアメリカではE I T Fと言いまして、Emerging Issues Task Forceだとか、イギリスだとF R R Pと言いまして、Financial Reporting Review Panelとか、そういったところが現実の問題をすぐに検討して、そこで検討したルールが一般に認められたG A A Pになる、そういう仕組みの中で監査が行われているのと日本は違うわけですね。ですから、そういった財務諸表監査を行う前提条件としての整備、そういうことが問題ではないかというふうに思います。

また、今回の個別ケースの事例でも、公認会計士の監査に不備があったのは間違いないことで、その人たちに対して厳正な処罰がある、これも当然なのですけれども、そのもともとの原因をつくった監査を受けた側の組織体の人たちに対するペナルティが日本では弱すぎるのではないか、ディスクロージャーに対するペナルティが弱すぎるからそういうことが平気で行われ

るのではないかと、そんなふうにも思ったりしますので、そういったあたりの整備もしなければだめではないかというふうに思うんですね。

ちょっと長くなって申しわけないのですが、協会の品質管理レビューというのは、協会関係者もいるので怒られるかもしれませんが、そんなに期待してはいけないのではないかと、いうふうに思うのです。その程度ではないかと。もっとそれをきちんとしていたのであれば、やはり外部者がきちんと評価をしないといけないのではないかと。そうすると、審査会が——今何人でやっていらっしゃるのかは知りませんが、その人数を100人や200人、300人体制にして、そこが実際に、ここで法が認めていますように、事務所に立ち入って検査することができるわけですから、そういうふうにするのがより望ましいのではないかと、いうふうに思うのですが。

以上、長くなりましたが、3つの質問をしたいと思います。

○山浦部会長 ありがとうございます。長かったので私でまとめられるかどうかはちょっと自信がないのですが、

まず1点は、先ほど事務局側でご説明のあった個々の処理事例ですね、そういった処理事例をもとにしてこういった監査全体についての品質管理の高度化に向けてのこのような大掛かりな会議にまで持っていくような、そういった個別の事例の普遍化に対する認識について如何に、こういうご質問かと思えます。まずそれについてよろしくお願ひします。

○池田参事官 まず、誤解がないように申し上げれば、今日ご紹介させて頂いた最近の事例、この個別事例があるから直ちに基準をつくらうと、そういう短絡的に個別事案からの延長でものを考えていこうとは必ずしも思っているわけではない。

それで、お尋ねがあった、この個別事例を踏まえて監査基準を直さなければいけないほど公認会計士監査というものに対する信頼性が失われていると思うかどうかというのは、我々は、制度を維持し、その信頼性を確保していくという職務に当たっていますので、自分で自分をどう評価するかというのは難しいので、むしろその点は各委員の方の評価にお任せをしたいというふうに思いますが、ただ、私としては、信頼性が今失われてしまっているとは思いたくない、ただ、そういう信頼性が失われないように確保し続けていけるように最善を尽くしていきたい。

かつ、これは次回にまた関係の方からご報告等も頂くようにしたいと思っておりますけれども、この個別事例だけを取り上げてどうということだけではなくて、私どもの理解では、監査法人の品質管理という点では、先程ありました I A A S B の方でもいろいろ作業が進んでいる、

また、公認会計士協会の方でもそれを踏まえている議論が進んでいるということで、やはりこの個別事例もありますが、国際的に見ても、あるいは国内的に見ても、あるいは公認会計士・審査会のいろいろな報告を拝見させて頂いても、監査法人の品質管理というのはかなり共通のキーワードが今あるのではないかとということで、この問題について多角的な観点から検討を頂き、必要な監査基準の改訂をお願いしたいということをご提案させて頂いたということでございます。

○山浦部会長 この問題は非常に重要な問題ではありますが、これだけを取り上げてまた議論をするとせっきくの内藤委員のほかの2点のご質問の方が少し時間切れになりそうな気がしますので、まず先程の内藤委員の残り2つについて私なりにまとめて、それを含めまして3点についてさらにご質問、ご討議を頂きたいと思っております。

まず、先程の、ご意見と言った方がいいでしょうか、2番目としては、公認会計士・監査審査会の今回の報告書で、意見形成プロセスの妥当性、客観性、そういったところまで品質管理レビューが見るべきだと、こういう指摘ですけれども、これはいわゆる権限としての会計士協会が持っている調査の権限の対象に入るのかどうかと、こういうことではないかと思えます。少なくとも実際にこういった意見形成プロセスというのはそれぞれ会計士なり監査人なりに職業人としての自覚あるいは経験のもとで判断を下すわけで、そういった意味ではある意味での幅があると、こういった幅まで含めてこれらを品質管理レビューの対象とするというのはもともと無理があるのではないかと、こういった基本のご意見であったと思えます。

それから、3番目については、こういった問題を引き起こす根本的な理由は必ずしも監査だけの問題ではないのではないかと。つまり、近年のこの会計基準のいわば高度化、精緻化、パラダイムが変化をしている、そういった中でこの会計上の判断に当たっても必ずしも従来の原価主義会計のような形での明確な証拠なり判断の目安があるわけではない、それで、特に将来のキャッシュ・フローの見積りとか、そういうふうに非常にファジーというか、将来予測的な判断も入ってきて、そういう環境の下でこれらの品質管理レビューあるいは今回の審査会が提言をしたような形の監査判断の高度化、客観化というのはもともと無理があるのではないかと、こういうものを議論する上ではもっと制度的な環境を現行以上に整えなければならない点が多々あるのではないかと、こういったご指摘かと思えます。

私なりに3点にまとめさせて頂きましたけれども、第1点については、少なくとも、今、池田参事官の方でお答え頂いたことが1つありますが、これについてのご認識、各委員の方々はどう思われているか、それを含めまして2点目、3点目についてそれぞれご意見がおありであ

ればよろしく願いいたします。

脇田参考人。

○脇田参考人 内藤委員のご指摘は非常に大きな議論の沸くところですが、条文の解釈については差し控えさせていただきます。

ただ、監査業務の結果として意見が形成される。監査の業務を行って意見が出てくる。監査契約から途中がなくて監査意見だという、例があつては困るわけでありまして、なぜそういう監査意見になったのかというその監査業務の執行過程がレビューでちゃんと見なければならぬということです。

それからもう1つは、個別のAという企業があつて、それについての監査業務について品質管理レビューが行われ、そしてそれをモニタリングしてはいるのですが、それは結果でありまして、A社に係る監査業務は品質管理レビュー実施の中での1つのサンプルなのです。監査事務所として、監査業務が監査の品質管理の基準に従って、あるいは監査基準の要求するところから行われていたかどうかということサンプルで見ているわけです。今非常に精緻に内藤委員はおっしゃいましたけれども、それほどの理想論を少なくともここでは言うつもりではありません。ただ、それは現実的なお答えで、理論的なお答えではないので、理論的な点はまた改めて論議した方がよろしいのではないかと思います。

○山浦部会長 ありがとうございます。

友永委員。

○友永委員 私は公認会計士協会第一管理レビューを担当しておりまして、脇田委員から今ご紹介がありましたこの「実態把握及び提言」ということでいろいろとご意見を頂きまして、これについて協会としてどのように対応するかということの取りまとめをいたしました。

やはり私ども内部でずっとやってきて、外部からのこういういろいろなご意見を頂くというのは初めてでございます、言われないと気づかない点とかいろいろとございまして、反省するところも多々ございます。結局、人にわかるようなものをつくるということに多分尽きるのではないかとことなのですけれども、「実態把握」でご覧頂いた部分というのは、それは初めから前提としていなかったということがございます。また、その連続で現在やっているところもあるわけで、そういった点についてはできる限り対応していきたいというふうに思っております。

今の問題なのですが、これは、いろいろとご提言頂いたこと、我々の方の意見を申し上げたこと、いろいろと対応の中で、言っていることはそれほど違うことではないのかなという気も

最近はしてきているのですが、やはり私どもはレビューというのはそこまで見られないんだよという立場でいろいろものを言っている、それから、審査会の方は、それほどの表現ではないにしても、形からすると非常に意見の内容について見ろというふうなご提言をしていらっしゃるかのように読めるところがあったりいたしまして、そういう問題はあると思うのですが。やはり私どものレビューというのは、会社に伺って、経営者にお話を伺うわけではないし、監査人が集めた証拠の範囲の中で、通常、監査人であればこういう判断に基づいてこういう証拠を集めるんだなど、その集まった証拠がこれぐらいあって、それから意見をこうやって導いてくるのがある一定の範囲内に入っていれば、我々としてはノーとは言えないんですね、会社のことを知りませんからね。そういう意味での一定の幅があって、そこに落ちていればいいと、だけれども、それが大きくずれてくればこれはおかしいなど、そういうところで、我々が判断できることというのは、逆に言えば、これは絶対にだめだよと決めつけることができないというのがレビューの弱点といえますか、内藤先生のおっしゃった限界だと思うのですけれども。

そういう中で、意見形成過程ですけれども、これは品質管理レビューアーにはチェックリストでやらせているものですから、一応その項目、ここでおっしゃっている未了の手続がないか、あるいはすべての手続が終わっているかどうか、そういったことは監査人は必ず見るわけですね。そういったチェック項目も当然ありまして見ているのですが、そこでは大体の監査人はちゃんとそこら辺の手順は踏んでいるものですからあまりコメントも出てこないというようなことがあってあまり印象に残っていないのかなという気もいたしますけれども。そういった全体の流れ、監査人がやるべき手順は審査も含めて通してやっているのか、特に適切な意見が出てきているかどうかを担保するのは監査人自身の役割で、それは意見表明のための審査だということです。それをきちんとやって頂かないとこれは困るということで、私どもも審査については十分にやっていくようにということで。個人事務所でもやっていないという事務所は大分減ってきてはいるのですが、まだ皆無というところまでは行っておりませんで、審査会のご提言どおりに今後も、特に公認会計士法上位置づけられたという意味で、会員に対してもいろいろと説明会を開くなり何なりして対応していこう、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

どなたかほかにご意見はございますでしょうか。

内藤委員。

○内藤専門委員 脇田先生にしつこいようですけれども確認をしたいのですけれども。

審査会として、協会に求めている品質管理レビューというのは、協会の言う監査・会計規範に則って監査を実施し、その意見形成過程をしているかどうかをチェックするのであって、その中身の妥当性までも品質管理レビューでチェックすべきだとは言っていないということによるのでしょうか。あるいは、もしそうではなくて結果としての監査意見が妥当かどうかまでもレビューするということになると、協会が策定されている品質レビュー基準を変えるべきだという意見であるというふうに理解するのでしょうか、そこだけちょっと確認させて頂きたいと思うのですが。

○脇田参考人　ここで審査会と会計士協会との話ということになってしまうので、そこは私として確認できないということです。ただ、先程ございましたように、例えば24ページのところにありますように、それから、友永委員も言われたように、あくまでも監査業務が適切に行われていれば、その範囲内である程度の監査意見が出てくるであろうと私は思っています。そして、監査業務が明らかに不適切なものであって、本来表明されるべき監査意見から大きくぶれているということがあれば、それは、審査会には処分権限とか何もありませんから、ただ指摘勧告権限しかないわけですが、そういうことについて協会に対してレビューの中でいかなものかということをお願いすることは当然あり得るだろうと思います。あくまでも、先程言いましたように、監査人に要求されている業務の手続が適切に遺漏なく行われているかどうかということが最大の問題だろうと思うのです。

先ほどから何遍も繰り返していますように、監査意見に公認会計士さんの命がかかっているわけですから、そこに最終的な責任を負われるわけです。しかしながら、今のこういう1つの大きな潮流といいますか流れの中で、その意見を形成してきた過程が十分説明されるということは必要だろう。その説明のところを我々は、言葉がきついですけれども、審査させて頂くということになると思います。ただ、これは、審査会の立場というよりは、委員の1人として私はそう思って発言しているということでもあります。

○山浦部会長　よろしいでしょうか。

どなたかほかにご意見はございませんでしょうか。

引頭委員。

○引頭委員　私は資本市場の者の立場から申し上げたいと思います。

先ほど多賀谷調整官の方からお話がありましたように、最近監査人の交代がよくありますが、私どもが入手できる情報というのはすべて結果です。詳しい交代の経緯についてはすべてブラックボックスになっているわけです。ですから、私どもの場合は有価証券報告書を手掛かりに

するしかないわけです。そうした中で、先ほど友永委員がおっしゃったように、プロセスについてやはりはっきりしてもらいたいような仕組みなり制度整備なりが必要で、そうしたわけで審査会制度もできたという理解しているわけですが、現在以上により踏みこんでプロセスを担保できる仕組みについて、どうしたらいいかという対案は全然ございません、ただ、そのブラックボックスのプロセスの質を担保できるようなそんな仕組みが日本では必要だろうというのが1点です。本当に資本市場の者は出てきたものを信じておりますので、いろいろお話を伺うとちょっと怖くなってしまったりします。

それから、もう1点は今ここで発言すべき問題かどうかというところは私も迷っているのですが、業実問題があります。つまり、監査と開示の業実問題というのがあって、先ほど金融審議会第一部会のディスクロージャー・ワーキングでの議論が紹介されましたが、それは別にこちらの企業会計審議会監査部会があります。監査の範囲は基本的には財務報告にかかわる部分だということになってはいますが、最近、有価証券報告書の中ではいろいろなことが書けるようになってはいて、見ると、確かに「財務経理の状況」のところの「注記」以外の部分で、財務にかかわることが少し書いてあったりすることもあるわけですね。では、それはだれが担保しているのかというのがわからないのですが、使う側はだれかが見ているだろうと信じているわけです。それは究極的には経営者の責任だというふうに言ってしまうとその通りですが、ただ、使う側が誤解しているケースもあるかもしれない、ただ一方で、せっかく開示しているものをそこは開示しなくていいと言うことはやはり困ります。こうした業実問題についてももし取り扱えたら考えて頂けるとすごくありがたいなど、お願いするところでございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

過去に今般の公認会計士法の改正が行われて、そして公認会計士監査・審査会ができる、それから、その前提に公認会計士協会の品質管理レビューが制度化されると、それは、今、引頭委員もご指摘のように、ユーザーサイドからすると結果だけを受けざるを得ないと、その間のまさに品質管理の仕組みを監査人当人、それから事務所体制あるいは業界、そして制度によって担保していく、そういう仕組みを、まさにプロセスとしての品質管理の仕組みをつくったわけでありまして、できる限り最終的なエンドユーザーにこの財務情報が流れる段階でその品質を確保しようと、その品質管理のあり方とかそれについて根本的なところで内藤委員の方からご指摘があったのですけれども、少なくとも今の制度的な枠組みで何とか高い品質の監査が得られるような、成果物が得られるような、そういった仕組みに持っていきたい、そのために、もしこの監査基準のレベルで書き込んだりすることができれば、それでもっていい結果が

得られるのではないかと考えております。ただ、いずれにしても先ほどの内藤委員の3点のご指摘については、今後やはり慎重に考えていかなければならないと考えております。

どうぞ。

○内藤委員 今の引頭委員のご発言の第2点目というのは、非常に私は重要な論点だと思うんですね。監査と開示との業際の問題だとおっしゃいましたけれども、それは監査の目的をひょっとすると拡大することにつながる論点だと思うんですね。といいますのは、監査は財務諸表が適正な表示をしているかどうかをチェックするということで、ただ、前回の改訂の中に追記情報の1つとして、財務諸表の開示内容とそれが開示されている有価証券報告書その他の記載事項との間に不整合があるときにはそれについて追記情報として指摘をするという1点があるのですけれども、これは例えばドイツですと、決算書類に加えて状況報告書が、その会社の、あちらでは「true and fair view」の考え方なのですから、要するに、適正に表示されているかどうかについても監査意見を言うのが決算書監査の目的だというふうに言われているんですね。すなわち、その状況報告書の中には我が国の有価証券報告書に記載されているリスク情報の開示も含まれておりまして、それに対して向こうの監査人はチェックをして意見表明をしているということがありますので、そういうことまで念頭に置かれて、もう少し監査の目的を拡大した方がいいというふうにお考えのご指摘というふうにご考慮よろしいのでしょうか。

○引頭委員 使う立場として言わせていただければ、そこについては監査していないと明言することでもよいと思っております。ですので、どちらでもいいのです。ただ、使う側がどれぐらいの品質なのかということについて誤解していることが問題ではないかという問題提起でございます。

○山浦部会長 今、国際監査基準の方でも、実は単に財務情報だけではなくて財務情報とワンセットになったほかの付帯情報というかそれとの整合性に特に問題があれば、これについて監査人は、意見としてではないのですけれども、その情報を提供するという、そういった仕組みに持っていこうとしておりまして、恐らくどこの世界でも今のご指摘のような点は気づいて、監査基準としても国際標準化に向けてそういう方向で進んでいるのではないかと考えております。

関委員。

○関委員 今お話を伺ってしまして、内藤委員が出された問題は極めて基本的な問題だと思うのですけれども、私が少し感じたことを2点ほど申し上げたいと思います。

1点は、例の内藤先生がご指摘になった第2点目の問題にかかわるのですが、私は、監査を

受ける立場というか実務の立場から言うと、公認会計士の皆さんがいわゆる監査意見の最終的な結論について議論するというのはかなり基本的に無理があるのではないかという実感を持っております。経営者の立場から言っても、いわゆる見積りが入ってくる中で最終的な評価というのはかなり人によって分かれるということは当然あるわけでありまして、やはり大事なものは、最終意見ではなくて、監査意見の形成過程、デュープロセスがきちんと必要かつ十分に踏まえられているのかどうかということに結局は求められるのではないかというふうに思っております。

そういうふうに考えていきますと、内藤先生がおっしゃられた第3番目の問題というのは私は大変大事なことでないかと思っております。つまり、意見を形成するに当たって前提条件といいますか前提条件となる基本的な事柄が本当にきちんと整備されているのかどうかということが私は非常に重要だと思っております。内藤先生が何をおっしゃられているのか私は素人ですからよくわかりませんが、そういう意味で少し的外れかも知れませんが、例えば土地の評価のようなものを1つとってみても、これはもう我が国はさまざまでありまして、金融審議会で前に申し上げたことがあるのですが、一般的には取引のない事業用地の評価についてはまさに人によって千差万別でありまして、極めて恣意的に行われているのではないかと私は思っております。これを最終的にどう判断したらいいのかということについてのいわゆるスタンダード、インフラというのは私はないのではないかと思っております。その事例に当たるかどうかはわかりませんが、やはり判断に当たって整備されておかなければならないことというのは一体何なんだということをもう一度きちんと整理する必要があるのではないかと、ここはよく議論して頂きたいなというふうに私は思います。

それから、引頭委員のおっしゃったことは非常に私は大事なことでないかと思っております。いわゆる有価証券報告書に出てくる内容は、単なる財務報告だけではなくて、いろいろなリスク情報が出てくるということでありまして、これをどうコントロールするかというのはまさに言ってみれば会計監査というよりは業務監査そのものにかかってくるのだらうと思うのです。そういう意味では、会計監査の側から少し監査の範囲を広げていって、例えば数字の整合性がとれていないとかというような観点から当然アプローチするというのは非常に大事なことだと思うのですけれども、この点で言えば私には1つのアイデアのようなものがあります。必ずしもこれは皆さんがそう考えるかどうかはわかりませんが、最初の金融審議会では八木委員や私なんか指摘してきたところであるわけですが、やはり商法との関係をよく整理するというか、いわゆる日本には監査役監査というのがあって、監査責任を経営者とは別に負っているわ

けでありまして、これを商法と平仄を合わせて有価証券報告書にきちんと位置づけるということ、ぜひ検討して頂きたいと思っております。

○山浦部会長 ありがとうございます。

黒川委員。

○黒川委員 私は内藤先生の3番目のところが会計に関係していると思っておりますので、会計学の立場から少し意見を言わせて頂きます。

予測情報の問題については大変難しく、内藤先生のご指摘のように、会計基準自体に予測情報も含めて幅のあるものがあるのならばもう少し整備をしなければならないのかと、これは全くごもつともだと思いますが、それは内藤先生が念頭に置かれているもの次第というところもあるかと思えます。

例えばわかりやすい話でいくと、予測の仕方における主観確率分布からの代表値の選び方なのですけれども、これを期待値で見るとか、あるいはモードというのでしょうか最頻値で見るとか、こういうのは難しいところですね。実績との誤差が出たとき予測のハズレを評価する損失関数の形状でどちらを取るかということも決まってくるような、会計理論上はそういう問題があるんです。ですから、比較的わかりやすそうな予測のときに期待値を取るか最頻値で取るかということも自体も、実を言うと会計理論上は非常に難しい問題があるのです。

また、主観確立分布の幅がすごく偏っているかどうかでどっちの予測値を取るかということも、そのときの会計士の判断材料かもしれない。この例が示すように会計基準の適用には最終的に幅があるものがあって、その最終的な幅のところではどれを取るかが公認会計士の専門たるゆえんかもしれないなど、こういうふうに思います。しかし、全体的に内藤先生のおっしゃっている難しいけれども会計基準の中で解決すべきものがあるのならばそれはやりなさいというのは私も賛成であります。

それから、内藤先生のご発言では、被監査主体の方に対するペナルティをもっと強化すべきかというのが4番目にあって、5番目に、公認会計士協会の方のレビュー体制では不十分で、直接、監査・審査会が調査をした方がいいのではないかと、これは逆説的におっしゃったかと思っておりますけれども、これが5番目のご意見としておありになった。とくに5番目については、先程公認会計士の本分というものを内藤先生も私と同じ立場でおっしゃっているとは思いますが、それを守ろうとするならば公認会計士協会の自己規律というのでしょうか、自分たちの専門職の中での自己規律はやはり守るべきであって、公認会計士協会のレビューの人数が少ないのであれば公認会計士協会でももう少し考えて頂いて、監査・審査会の方が直接調

査というところに行くのはまだ早すぎるというか、あるいは期待したくない、そういう意見でございます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

会計基準の主観性の介入、これは監査上でも非常に大きな問題になっているのですけれども、監査の立場からすると、当然経営者が判断見積りをやる、そして、それに対して監査人がプロの立場から判断をする、それでもって問題が出なければいいのですけれども食い違いがあると、当然そういったことはあるわけですね、それから、監査人が判断をした中身について、今の品質管理のプロセスからすると、こういったファジーな問題、主観的な問題があるからなおさら監査人の審査体制でもって、例えばAという監査人が行った判断をBという監査人が行って、それが妥当かどうか、場合によっては半分取ってしまうということもあるかもわからないし、いずれにしてもできる限りプロとしての判断の合理性を1つの仕組みでもって生み出すのではなくて、それを何度も重ねながら、そしてそういった仕組みができていくかどうかということ、これを会計士協会が品質管理レビューでもって見ると、そしてその品質管理レビューの中身を公認会計士監査・審査会がモニターすると、そういった仕組みではないかと思うのです。

だから、いずれにしても内藤委員の方の一番最初のご指摘は、これについてそういう問題があるからなおさら客観性を高めようとして今の仕組みがあると、その中で恐らく次からのここの議論になってくると思うのですけれども、この企業会計審議会として当然監査基準の問題に跳ね返っていくわけで、その監査基準でどこまでこれを基準として担保し得るのか、またそういった仕組みをつくり得るのか、あるいはそういった指針を出し得るのかという、こういった議論になっていくのではないかと思います。いずれにしても非常に根本的なところの議論を頂きました。

どなたかほかに。

どうぞ、加藤委員。

○加藤臨時委員 ちょっと今までの議論とは全然違う観点なのですが、ちょっと質問なのですけれども。

関係資料の2ページに、先程企業会計審議会の決定のご説明があったのですが、今日はまだ第1回目ですからどこまで決められているのかわからないのでわかる範囲で結構なのですが、この監査部会の目的としては、私の理解しているところだと3つほどの大きなテーマがあって、1つはこの監査法人の内部統制とか品質管理の向上に関して監査基準を改訂すること、2つ目はこの監査基準をめぐる国際的な動向を踏まえて監査基準の改訂をすること、

3つ目は四半期レビューの基準を策定すると、この3つが主なテーマになっているのだと思うのですが、この3つのテーマの私どもが今後審議していく順番であるとか時期であるとか大体その辺の目安みたいなものがもし今の段階でわかれば教えて頂ければというのが1つ。

それから、この中に書いてありますが、継続的に監査基準の改訂作業を進めるということなのですが、従来、日本の監査基準というのは定期的に何年かに一度全面的に改訂するというのが今までのやり方だったと思うのですが、ここに「継続的に改訂作業を進める」ということは、今後は監査基準の中を部分的にでも改訂していくという意味なのか、この2つについてちょっと教えて頂きたいのですけれども。

○山浦部会長 池田参事官、お願いします。

○池田参事官 手続の件に関係しますので、私の方から可能な限りでお答えしたいと思います。

まず3つ課題があるというのはそのとおりであろうと思います。それで、スケジュールについて、まず、ちょっと順番は逆になりますけれども、1つは、四半期レビュー基準の問題についてはここに書いてあるように、金融審議会の方の議論を踏まえてということがあります。今、金融審議会の方で四半期開示制度をどうするかという議論をしているところでございまして、これは今年度内ということ掲げてやってきておりますので、その後開示をめぐるいろいろなことが生じておりますのでやや審議は遅れぎみではありますけれども、そう間もない間に取りまとめの方向で進むだろうというふうに思っています。

そういう形の制度が出てきますと、1つは四半期の会計基準をどうするかという問題が出て、これは会計基準の委員会の方のお仕事になってくるかと思えます。それと、監査の方のレビューの話が出てくるのだらうと思えます。これをどういうスケジュールで進めていくのかというのは、またそれはその段階でご相談をしたいと思えますが、四半期の会計基準が固まる前にレビュー基準を議論し始めることが建設的なのかどうか、会計基準はどうなるのかを多少見て進めた方がいいのか、あるいは並行した方がいいのか、その辺はちょっと専門的なご見地も踏まえて進め方を決めていきたいと思えますが、いずれにしても今すぐ着手できる状況ではない、金融審議会にまだボールがある状況だと思っています。

そうしますと、当面の着手していく課題は最初の2つということにならうと思えます。この2つは、最初の私の発言でちょっと申しましたけれども、全く無関係ではない、かなり国際的な動向の中でも監査法人の品質管理というところに焦点が当たっているというふうに思っていますので、2つはオーバーラップする部分があるかと思えます。ただ、国際的な動向というのは今日もいろいろな話が出ていますが、非常に広い論点がございますので、そのうちどれを

先に取り上げ、どれを継続的な部分でということにより中期的に取り上げていくか、その辺も委員の皆様の専門的な見地からのご意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

では、当面の審議スケジュールをどうするのかというのも、今日もいろいろ幅広く論点が出ておりますので、できるだけ皆様の論点を吸収しながら多角的な議論をしていきたいと思っておりますけれども、次回あたりもやや総論的な議論が続くと思っておりますので、その中で出てくる論点によってどの程度の時間を置くかというのは山浦先生ともご相談をしなければいけないと思うのですが、継続的にやっていくということがある一方で、他方、足元でいろいろ個別の問題も生じておるわけですから、そういう当面の対応というものも必要だと思っておりますので、私どもとしては、やはり少なくとも夏までにはこの継続的な改訂のうちの少なくとも第一弾というものが、そういう必要が生じてくるのではないかとこのように考えております。

それから、全体をまとめてやるというこれまでの方針との関係がどうかということですが、ここも事務局として確定的な考えを持っているわけではないので委員の皆様のご意見を踏まえながらそのフレームワークを考えていくということだと思っておりますが、ただ、国際的な動向、特に山浦先生にもご出席を頂いている I A A S B を、今日、多賀谷調整官の方から多少ご紹介をしましたが、かなり継続的に基準の改訂をすることを想定しております。それはかなり国際的な影響もあるだろうというふうに考えております、また、アメリカの方の動きもありますということなので、やはり現実的には何年かに一回まとめて変える対応でやっていけるような状況では次第になくなってきているのではないかとこのように感じを私としては持っておりますので、この総会で取りまとめて頂いたところにもあえて「継続的に」という言葉がそういう意味合いで入っているのではないかとこのように思っております。ただ、パッチワークになってもいけないのだらうと思っておりますので、その全体の構想と個別の組み上げとその辺をどう進めていくかはこの審議の中で具体的に議論をして頂きたいと考えております。

○山浦部会長 第1回でもありますので幅広いご意見を伺いたいのですけれども定刻になりましたので、本日の議事はここで終了させて頂きたいと存じます。

最後に、今後の予定について申し上げます。次回の部会は3月15日（火）の午後2時～4時に開催し、米国及び国際監査基準における品質管理規定の整備の動向や日本公認会計士協会における対応状況を伺い、さらにご審議を頂くことを予定しております。また、今後の部会の開催予定につきましてはお手元に3月末までの日程をお配りしておりますけれども、詳細につきましては、後日、事務局の方からご連絡をさせていただきます。

それでは、お忙しい中ご参集頂きましてありがとうございます。これにて閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 6時02分 閉会